

1 コミュニティ交通「ココモ」とは

鳶尾、まつかげ台・みはる野地域で運行している「ココモ」は、平成30年度から実証実験を開始し、令和6年1月より道路運送法第4条に基づく地域コミュニティ交通として運行しております。

運行にあたっては、神奈川中タクシー株式会社に業務を委託しており、運行時には地域の運営協議会のメンバーが運行助手として1名同乗しております。

【車両】ジャンボタクシー10人乗り

- ・運転手（委託） 1人
- ・助手（地元運営協議会） 1人
- ・最大乗客数 8人

【委託業者】

神奈川中タクシー株式会社



【運行ルート】

鳶尾ルート 月、金曜日 1日4便運行

まつかげ台・みはる野ルート 火、木曜日 1日4便運行

※運行時間及びルートはパンフレットを御参照ください。

【運行経費等】

令和7年度

- ・委託費 12,023,000円
- ・運営協議会への補助金 1,200,000円
- ・運賃（収入） 416,400円

令和8年度

- ・委託費 12,166,000円
- ・運営協議会への補助金 1,200,000円

ココモとは

「小さく手軽な（コンパクト）」「地域の（コミュニティ）」「移動手段（モビリティ）」
という意味を込めた、地域コミュニティ交通の愛称です。

地域が主体となった乗り物で、誰でも利用できますので、
日常の買い物や通院などにお手軽にご利用ください。

2 運賃改定について

(1) 背景

「ココモ」の運賃については、運行開始当初より高齢者の利用を想定して、かなちゃん手形の1乗車100円に合わせて設定してまいりました。

しかし、昨今の社会情勢を背景とした燃料費や運行経費等の高騰、かなちゃん手形の廃止や路線バスの運賃・運行状況の変化も踏まえ、受益者負担の見直しが必要となっております。

また、今後のコミュニティ交通導入地域における運賃の基準としても適用可能な運賃設定が求められております。

地域コミュニティ交通「ココモ」は、高齢化社会の進展に伴い、外出機会の拡大や乗合によるコミュニケーションの促進など、多くの効果が期待され、地域に欠かせない移動手段となりつつある一方で、現状は運営・維持コストなどが課題となっております。

つきましては、将来にわたり持続可能な運行サービスを提供するため、運賃改定を実施するものです。

(2) 運賃改定の詳細

コミュニティ交通は、路線バスの補完として位置付けていることから、路線バスの運賃とバランスをとる必要があり、現在の初乗り運賃230円を基準に運賃改定を行うものです。

利用者区分	現行運賃	改定運賃
大人	<u>1乗車100円</u>	<u>1乗車200円</u>
小学生	1乗車50円	1乗車50円
未就学児	無料	無料

※現金払いのみとなります。

※小学生、未就学児の運賃に変更はありません。

※運行ルート及び運行時刻に変更はありません。

3 運賃改定日（予定）

令和8年10月1日（木）

4 意見募集（道路運送法第9条第5項に基づく）

(1) 募集内容

道路運送法第9条第5項の規定に基づき、地域コミュニティ交通「ココモ」の運賃に係る意見を募集します。

(2) 募集期間

令和8年6月1日（月）から令和8年6月16日（火）（必着）

(3) 提出方法

提出様式、または、任意の様式に必要な事項（住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先）を明記し、提出してください。また、送信などの際には、【ココモ運賃意見】と記載してください。

なお、口頭、電話での意見はお受けできませんので、御了承ください。

※同時期に、市内の他コミュニティ交通の運賃に関する意見募集を行いますので、意見提出の際には、「ココモ」に関する運賃の意見であることを明確にするよう、ご協力をお願いいたします。

(4) 提出先

- ・ 郵送 〒243-8511 厚木市中町 3-17-17 都市計画課宛て
- ・ ファックス (046)222-8792
- ・ 窓口 都市計画課（第二庁舎 12 階）に持参
- ・ メール 4600@city.atsugi.kanagawa.jp
- ・ 市ホームページお問い合わせフォーム

(5) その他

いただいた御意見は、道路運送法第9条第4項で規定する協議会における協議の参考といたします。また、結果につきましては、類似の御意見とこれに対する市の考え方を取りまとめた上、市のホームページ上でお知らせいたします。（個別の回答は行いませんので、御了承ください）

5 今後のスケジュール（予定）

令和8年7月上旬 運賃協議会、地域公共交通会議
10月1日 運賃改定の実施（予定）

6 意見提出先・問い合わせ先

担当 都市みらい部都市計画課交通政策係

〒243-8511 厚木市中町 3-17-17

電話 (046)225-2357

FAX (046)222-8792

E-Mail 4600@city.atsugi.kanagawa.jp